

令和8年度6月 第3回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年6月19日（金）午前9時30分～午前9時50分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	平尾 正敏	出席	推 1	太田 昌史	出席
2	横井 博茂	出席	推 2	猪飼 浩	出席
3	青木 伸二	出席	推 3	石塚 建伸	出席
4	原 宜延	出席	推 4	後藤 幹寿	出席
5	牛田 幹夫	出席	推 5	鈴木 良法	出席
6	伊藤 忠久	出席	推 6	片岡 伴造	出席
7	島田 美咲	出席	推 7	三輪 博光	出席
8	宮崎 君恵	出席	推 8	石川 政則	出席
9	木全 和光	出席	推 9	飯田 行男	出席
10	柴田 勝美	出席			
11	木村 日登美	出席			
12	小関 裕介	出席			
13	石田 登	欠席			
14	田中 幸正	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍聴人 なし

提出議案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 7 号 農地法第 3 条の規程による許可申請について
日程第 4	議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 2 号 現況証明願について
	報告第 1 3 号 農地改良届について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきまして、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は9人です。石田登委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和8年度6月あま市農業委員会総会を開会します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

7番 島田美咲委員及び8番 宮崎君恵委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第7号について説明いたします。

申請番号3-6番について説明いたします。

参考資料は1、2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町遠島七台地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-7番について説明いたします。

参考資料は3、4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、篠田五反田地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-8番について説明いたします。

参考資料は5、6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、乙之子庄助割地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-9番について説明いたします。

参考資料は7～10ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町川部北ノ町、市ノ坪、八反田、植田及び三反田地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、6月17日に青木伸二委員と石川政則委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 青木伸二委員と石川政則委員で現地確認に行ってくださいました。青木委員から現地の状況について報告願います。

青木委員 議案第7号について、現地確認を行いました。耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び青木委員から説明、報告がありました。議案第7号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第7号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第7号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第8号について説明いたします。

申請番号5-3番について説明いたします。

参考資料は11、12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町下田前並地内の田で、野天駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、申請地南側に本店、あま市篠田地内に資材置場を置き、地盤改良事業を営んでおります。近年の受注増加に伴い、保有する資材が増加しており、資材保管場所及び車両の駐車スペースが不足していたため、敷地拡張を計画していたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものなので転用の許可が見込めます。

申請番号５－４番について説明いたします。

参考資料は１３、１４ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町遠島十坪地内の田で、野天駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、七宝町川部地内に本店を置き、土木工事業を営んでおります。現在、申請地付近と愛西市に資材置場兼駐車場を所有しておりますが、事業拡大に伴い、既存の資材置場では手狭となり、敷地の拡張を計画していたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、既存敷地を資材置場のみの利用とし、申請地を駐車場として利用する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所から３００ｍ以内の区域内にある農地で、第３種農地に区分されるので転用の許可が見込めます。

次の申請番号５－５については、議案書のとおり受付しましたが、内容変更等の理由により、申請者より許可申請の取下願の提出があり、昨日６月１８日付で受付いたしました。つきましては、審議の必要がなくなりましたのでよろしく願いいたします。

以上につきましては、６月１６日に海部農林水産事務所と、また、６月１７日に青木委員と石川委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 青木委員と石川委員に現地確認に行ってくださいました。青木委員から現地の状況について報告願います。

青木委員 議案第８号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び青木委員から説明、報告がありました、議案第８号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第８号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第８号は承認されました。

議 長 日程第５ 報告第９号「農地法第４条の規定による届出について」、報告第１０号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第１１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、報告第１２号「現況証明願について」、報告第１３号「農地改良届について」を事務局から報告願います。

事務局 （報 告）

議 長 以上で本会の会議に付された事案はすべて終了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりご苦勞様でした。
次回の農業委員会は、7月17日（金）午前9時30分からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年7月17日

議 長 小 関 裕 介

署 名 委 員 島 田 美 咲

署 名 委 員 宮 崎 君 恵